

水道法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文  
 ○水道法施行規則（昭和三十二年厚生労働省令第四十五号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（認可申請書の添付書類等）</p> <p>第一条の二 水道法（昭和三十二年法律第七十七号。以下「法」という。）第七條第一項に規定する厚生労働省令で定める書類及び図面は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 地方公共団体以外の者である場合は、水道事業経営を必要とする理由を記載した書類</p> <p>二 地方公共団体以外の法人又は組合である場合は、水道事業経営に関する意志決定を証する書類</p> <p>三々十 （略）</p> <p>2 地方公共団体が申請者である場合であつて、当該申請が他の水道事業の全部を譲り受けることに伴うものであるときは、法第七條第一項に規定する厚生労働省令で定める書類及び図面は、前項の規定にかかわらず、同項第三号、第六号及び第七号に掲げるものとする。</p> <p>（事業の変更の認可を要しない軽微な変更）</p>	<p>（認可申請書の添付書類等）</p> <p>第一条の二 水道法（昭和三十二年法律第七十七号。以下「法」という。）第七條第一項に規定する厚生労働省令で定める書類及び図面は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 水道事業経営を必要とする理由を記載した書類</p> <p>二 法人又は組合である場合は、水道事業経営に関する意志決定を証する書類</p> <p>三々十 （略）</p> <p>2 次の各号に掲げる者が申請者である場合であつて、当該申請が他の水道事業の全部を譲り受けることに伴うものであるときは、法第七條第一項に規定する厚生労働省令で定める書類及び図面は、前項の規定にかかわらず、同項第一号、第二号、第六号及び第七号に掲げるものとする。</p> <p>一 市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）第二条第二項に規定する合併市町村</p> <p>二 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項に規定する地方公共団体の組合</p> <p>（事業の変更の認可を要しない軽微な変更）</p>

第七条の二 法第十条第一項第一号の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次のいずれかの変更とする。

一 水道施設（送水施設（内径が二百五十ミリメートル以下の送水管及びその附属設備（ポンプを含む。）に限る。）並びに配水施設を除く。以下この号において同じ。）の整備を伴わない変更のうち、給水区域の拡張又は給水人口若しくは給水量の増加に係る変更であつて次のいずれにも該当しないもの（ただし、水道施設の整備を伴わない変更のうち、給水人口のみが増加する場合には、ロの規定は適用しない。）。

イ（略）

ロ 変更後の給水人口と認可給水人口（法第七条第四項の規定により事業計画書に記載した給水人口（法第十条第一項又は第三項の規定により給水人口の変更（同条第一項第一号に該当するものを除く。）を行ったときは、直近の変更後の給水人口とする。）をいう。）との差が当該認可給水人口の十分の一を超えるものであること。

（削る）

ハ 変更後の給水量と認可給水量（法第七条第四項の規定により事業計画書に記載した給水量（法第十条第一項又は第三項の規定により給水量の変更（同条第一項第一号に該当するものを除く。）を行ったときは、直近の変更後の給水量とする。）をいう。次号において同じ。）との差が当該認可給水量の十分の一を超えるものであること。

（削る）

第七条の二 法第十条第一項第一号の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次のいずれかの変更とする。

一 水道施設（送水施設（内径が二百五十ミリメートル以下の送水管及びその附属設備（ポンプを含む。）に限る。）並びに配水施設を除く。以下この号において同じ。）の整備を伴わない変更のうち、給水区域の拡張又は給水人口若しくは給水量の増加に係る変更であつて次のいずれにも該当しないもの（ただし、水道施設の整備を伴わない変更のうち、給水人口のみが増加する場合には、ロ及びハの規定は適用しない。）。

イ（略）

ロ 変更後の給水人口と認可給水人口（法第七条第四項の規定により事業計画書に記載した給水人口（法第十条第一項又は第三項の規定により給水人口の変更（同条第一項第一号に該当するものを除く。）を行ったときは、直近の変更後の給水人口とする。）をいう。ハにおいて同じ。）との差が五千人を超えるものであること。

ハ 変更後の給水人口と認可給水人口との差が認可給水人口の百分の一を超えるものであること。

ニ 変更後の給水量と認可給水量（法第七条第四項の規定により事業計画書に記載した給水量（法第十条第一項又は第三項の規定により給水量の変更（同条第一項第一号に該当するものを除く。）を行ったときは、直近の変更後の給水量とする。）をいう。ホ及び次号において同じ。）との差が二千五百立方メートルを超えるものであること。

ホ 変更後の給水量と認可給水量との差が認可給水量の百分の一を超えるものであること。

二 現在の給水量が認可給水量を超えない事業における、次に掲げるい  
ずれかの浄水施設を用いる浄水方法への変更のうち、給水区域の拡張  
、給水人口若しくは給水量の増加又は水源の種別若しくは取水地点の  
変更を伴わないもの。ただし、又はルに掲げる浄水施設を用いる浄  
水方法への変更については、変更前の浄水方法に当該浄水施設を用い  
るものを追加する場合に限る。

イ〜ル (略)

三 河川の流水を水源とする取水地点の変更のうち、給水区域の拡張、  
給水人口若しくは給水量の増加又は水源の種別若しくは浄水方法の変  
更を伴わないものであつて、次に掲げる事由その他の事由により、当  
該河川の現在の取水地点から変更後の取水地点までの区間（イ及びロ  
において「特定区間」という。）における原水の水質が大きく変わる  
おそれがないもの。

イ 特定区間に流入する河川がないとき。

ロ 特定区間に汚染物質を排出する施設がないとき。

(事業の変更の届出)

第八条の二 法第十条第三項の届出をしようとする水道事業者は、次に掲  
げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 届出者の住所及び氏名（法人又は組合にあつては、主たる事務所の  
所在地及び名称並びに代表者の氏名）

二 水道事務所の所在地

2| 前項の届出書には、次に掲げる書類（図面を含む。）を添えなければ  
ならない。

一 次に掲げる事項を記載した事業計画書

二 現在の給水量が認可給水量を超えない事業における、次に掲げるい  
ずれかの浄水施設を用いる浄水方法への変更のうち、給水区域の拡張  
又は給水人口若しくは給水量の増加を伴わないもの。ただし、又はル  
に掲げる浄水施設を用いる浄水方法への変更については、変更前の  
浄水方法に当該浄水施設を用いるものを追加する場合に限る。

イ〜ル (略)

(新設)

第八条の二 法第十条第三項の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書  
を厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

一 変更後の給水区域、給水人口及び給水量

二 変更後の事業の概要

三 第七条の二第二号に該当する場合にあつては、前二号に掲げるもの  
のほか、変更後の浄水方法及び浄水施設の規模

四 法第十条第一項第二号に該当する場合にあつては、第一号及び第二  
号に掲げるもののほか、当該譲受けの年月日並びに相手方の住所及び

(事業の変更の届出)

- イ 変更後の給水区域、給水人口及び給水量
- ロ 水道施設の概要
- ハ 給水開始の予定年月日
- ニ 変更後の給水人口及び給水量の算出根拠
- ホ 法第十条第一項第二号に該当する場合にあつては、当該譲受けの年月日、変更後の経常収支の概算及び料金並びに給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件
- 二 次に掲げる事項を記載した工事設計書
  - イ 工事の着手及び完了の予定年月日
  - ロ 第七条の二第一号又は法第十条第一項第二号に該当する場合にあつては、配水管における最大静水圧及び最小動水圧
  - ハ 第七条の二第二号に該当する場合にあつては、変更される浄水施設に係る水源の種別、取水地点、水源の水量の概算、水質試験の結果及び変更後の浄水方法
  - ニ 第七条の二第三号に該当する場合にあつては、変更される取水施設に係る水源の種別、水源の水量の概算、水質試験の結果及び変更後の取水地点
  - 三 水道施設の位置を明らかにする地図
  - 四 第七条の二第一号（水道事業者が給水区域を拡張しようとする場合に限り。次号及び第六号において同じ。）又は法第十条第一項第二号に該当し、かつ、水道事業者が地方公共団体以外の者である場合にあつては、水道事業経営を必要とする理由を記載した書類
  - 五 第七条の二第一号又は法第十条第一項第二号に該当し、かつ、水道事業者が地方公共団体以外の法人又は組合である場合にあつては、水道事業経営に関する意思決定を証する書類

氏名（法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

- 2 第七条の二第二号に係る事業の変更を行う場合に提出する前項の届出書には、水源の種別、取水地点、水量の概算及び水質試験の結果並びに浄水施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図を添えなければならない。

六 第七条の二第一号又は法第十条第一項第二号に該当し、かつ、水道事業者が市町村以外の者である場合にあつては、法第六条第二項の同意を得た旨を証する書類

七 第七条の二第一号又は法第十条第一項第二号に該当する場合にあつては、給水区域が他の水道事業の給水区域と重複しないこと及び給水区域内における専用水道の状況を明らかにする書類及びこれらを示した給水区域を明らかにする地図

八 第七条の二第二号に該当する場合にあつては、主要な水道施設であつて、新設、増設又は改造されるものの構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

九 第七条の二第三号に該当する場合にあつては、主要な水道施設であつて、新設、増設又は改造されるものの構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図並びに変更される水源からの取水が確実かどうかの事情を明らかにする書類

(布設工事監督者の資格)

第九条 令第四条第一項第六号の規定により同項第一号から第五号までに掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 技術士法(昭和五十八年法律第二十五号)第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限る。)であつて、一年(簡易水道の場合は、六箇月)以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(布設工事監督者の資格)

第九条 令第四条第一項第六号の規定により同項第一号から第五号までに掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。

一・二 (略)

(新設)

(定期及び臨時の水質検査)

第十五条 法第二十条第一項の規定により行う定期の水質検査は、次に掲げるところにより行うものとする。

一 (略)

二 検査に供する水(以下「試料」という。)の採取の場所は、給水栓を原則とし、水道施設の構造等を考慮して、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所を選定すること。ただし、基準の表中三の項から五の項まで、七の項、十の項から十九の項まで、三十五の項、三十八の項から四十の項まで、四十三の項及び四十四の項の上欄に掲げる事項については、送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかであると認められる場合にあつては、給水栓のほか、浄水施設の出口、送水施設又は配水施設のいずれかの場所を採取の場所として選定することができる。

三・四 (略)

2 法第二十条第一項の規定により行う臨時の水質検査は、次に掲げるところにより行うものとする。

一 (略)

二 試料の採取の場所に関しては、前項第二号の規定の例によること。

三 (略)

3～7 (略)

8 | 法第二十条第三項ただし書の規定により、水道事業者が第一項及び第二項の検査を地方公共団体の機関又は登録水質検査機関(以下この項において「水質検査機関」という。)に委託して行うときは、次に掲げる

(定期及び臨時の水質検査)

第十五条 法第二十条第一項の規定により行う定期の水質検査は、次に掲げるところにより行うものとする。

一 (略)

二 検査に供する水の採取の場所は、給水栓を原則とし、水道施設の構造等を考慮して、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所を選定すること。ただし、基準の表中三の項から五の項まで、七の項、十の項から十九の項まで、三十五の項、三十八の項から四十の項まで、四十三の項及び四十四の項の上欄に掲げる事項については、送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかであると認められる場合にあつては、給水栓のほか、浄水施設の出口、送水施設又は配水施設のいずれかの場所を採取の場所として選定することができる。

三・四 (略)

2 法第二十条第一項の規定により行う臨時の水質検査は、次に掲げるところにより行うものとする。

一 (略)

二 検査に供する水の採取の場所に関しては、前項第二号の規定の例によること。

三 (略)

3～7 (略)

(新設)

ところにより行うものとする。

一 委託契約は、書面により行い、当該委託契約書には、次に掲げる事項（第二項の検査のみを委託する場合にあつては、ロ及びへを除く。）を含むこと。

イ 委託する水質検査の項目

ロ 第一項の検査の時期及び回数

ハ 委託に係る料金（以下この項において「委託料」という。）

ニ 試料の採取又は運搬を委託するときは、その採取又は運搬の方法

ホ 水質検査の結果の根拠となる書類

ヘ 第二項の検査の実施の有無

二 委託契約書をその契約の終了の日から五年間保存すること。

三 委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること。

四 試料の採取又は運搬を水質検査機関に委託するときは、その委託を受ける水質検査機関は、試料の採取又は運搬及び水質検査を速やかに行うことができる水質検査機関であること。

五 試料の採取又は運搬を水道事業者が自ら行うときは、当該水道事業者は、採取した試料を水質検査機関に速やかに引き渡すこと。

六 水質検査の実施状況を第一号ホに規定する書類又は調査その他の方法により確認すること。

（登録の申請）

第十五条の二 法第二十条の二の登録の申請をしようとする者は、様式第十三による申請書に次に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 三 (略)

（登録の申請）

第十五条の二 法第二十条の二の登録の申請をしようとする者は、様式第十三による申請書に次の書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 三 (略)

四 法第二十条の四第一項第一号の必要な検査施設を有していることを示す次に掲げる書類

イ (略)

ロ 次に掲げる水質検査を行うための機械器具に関する書類

(1) 前条第一項第一号の水質検査の項目ごとに水質検査に用いる機械器具の名称及びその数を記載した書類

(2) (4) (略)

五・六 (略)

七 法第二十条の四第一項第三号ロに規定する文書として、第十五条の四第六号に規定する標準作業書及び同条第七号イからルまでに掲げる文書

八 水質検査を行う区域内の場所と水質検査を行う事業所との間の試料の運搬の経路及び方法並びにその運搬に要する時間を説明した書類

九 次に掲げる事項を記載した書面

イ (略)

ロ 法第二十条の四第一項第三号イの管理者（以下「水質検査部門管理者」という。）の氏名及び第十五条の四第三号に規定する検査区分責任者の氏名

ハ 第十五条の四第四号に規定する信頼性確保部門管理者の氏名

ニ・ホ (略)

(登録の更新)

第十五条の三 法第二十条の五第一項の登録の更新を申請しようとする者は、様式第十四による申請書に次に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

四 法第二十条の四第一項第一号の必要な検査施設を有していることを示す次に掲げる書類

イ (略)

ロ 次に掲げる水質検査を行うための機械器具に関する書類

(1) 第十五条第一項第一号の水質検査の項目ごとに水質検査に用いる機械器具の名称及びその数を記載した書類

(2) (4) (略)

五・六 (略)

七 法第二十条の四第一項第三号ロに規定する文書として、第十五条の四第四号に規定する標準作業書及び同条第五号イからルまでに掲げる文書

(新設)

八 次に掲げる事項を記載した書面

イ (略)

ロ 法第二十条の四第一項第三号イの管理者（以下「水質検査部門管理者」という。）の氏名及び第十五条の四第一号に規定する検査区分責任者の氏名

ハ 第十五条の四第二号に規定する信頼性確保部門管理者の氏名

ニ・ホ (略)

(登録の更新)

第十五条の三 法第二十条の五第一項の登録の更新を申請しようとする者は、様式第十四による申請書に前条各号に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。



一 前条各号に掲げる書類（同条第七号に掲げる文書にあつては、変更がある事項に係る新旧の対照を明示すること。）

二 直近の三事業年度の各事業年度における水質検査を受託した実績を記載した書類

（検査の方法）

第十五条の四 法第二十条の六第二項の厚生労働省令で定める方法は、次のとおりとする。

一 水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項の検査は、同令に規定する厚生労働大臣が定める方法により行うこと。

二 精度管理（検査に従事する者の技能水準の確保その他の方法により検査の精度を適正に保つことをいう。以下同じ。）を定期的に実施するとともに、外部精度管理調査（国又は都道府県その他の適当と認められる者が行う精度管理に関する調査をいう。以下同じ。）を定期的に受けること。

三 水質検査部門管理者は、次に掲げる業務を行うこと。ただし、ハについては、あらかじめ検査員の中から理化学的検査及び生物学的検査の区分ごとに指定した者（以下「検査区分責任者」という。）に行わせることができるものとする。

イ（略）

ロ 次号ハの規定により報告を受けた文書に従い、当該業務について速やかに是正処置を講ずること。

ハ 水質検査について第六号に規定する標準作業書に基づき、適切に実施されていることを確認し、標準作業書から逸脱した方法により検査が行われた場合には、その内容を評価し、必要な措置を講ずる

（新設）

（新設）

（検査の方法）

第十五条の四 法第二十条の六第二項の厚生労働省令で定める方法は、次のとおりとする。

（新設）

（新設）

一 水質検査部門管理者は、次に掲げる業務を行うこと。ただし、ハについては、あらかじめ検査員の中から理化学的検査及び生物学的検査の区分ごとに指定した者（以下「検査区分責任者」という。）に行わせることができるものとする。

イ（略）

ロ 第二号ハの規定により報告を受けた文書に従い、当該業務について速やかに是正処置を講ずること。

ハ 水質検査について第四号に規定する標準作業書に基づき、適切に実施されていることを確認し、標準作業書から逸脱した方法により検査が行われた場合には、その内容を評価し、必要な措置を講ずる

こと。

二 (略)

四 信頼性確保部門につき、次に掲げる業務を自ら行い、又は業務の内容に応じたあらかじめ指定した者に行わせる者（以下「信頼性確保部門管理者」という。）が置かれていること。

イ 第七号への文書に基づき、水質検査の業務の管理について内部監査を定期的に行うこと。

ロ 第七号トの文書に基づく精度管理を定期的実施するための事務  
外部精度管理調査を定期的受けるための事務及び日常業務確認調査（国、水道事業者、水道用水供給事業者及び専用水道の設置者が行う水質検査の業務の確認に関する調査をいう。以下同じ。）を受けるための事務を行うこと。

ハ イの内部監査並びにロの精度管理、外部精度管理調査及び日常業務確認調査の結果（是正処置が必要な場合にあつては、当該是正処置の内容を含む。）を水質検査部門管理者に対して文書により報告するとともに、その記録を法第二十条の十四の帳簿に記載すること。

二 (略)

五 (略)

六 次の表に定めるところにより、標準作業書を作成し、これに基づき検査を実施すること。

作成すべき標準作業書の種類	記載すべき事項
---------------	---------

こと。

二 (略)

二 信頼性確保部門につき、次に掲げる業務を自ら行い、又は業務の内容に応じたあらかじめ指定した者に行わせる者（以下「信頼性確保部門管理者」という。）が置かれていること。

イ 第五号への文書に基づき、水質検査の業務の管理について内部監査を定期的に行うこと。

ロ 第五号トの文書に基づき、精度管理（検査に従事する者の技能水準の確保その他の方法により検査の精度を適正に保つことをいう。以下同じ。）及び外部精度管理調査（国又は都道府県その他の適当と認められる者が行う精度管理に関する調査をいう。以下同じ。）を定期的受けるための事務を行うこと。

ハ イの内部監査並びにロの精度管理及び外部精度管理調査の結果（是正措置が必要な場合にあつては、当該是正処置の内容を含む。）を水質検査部門管理者に対して文書により報告するとともに、その記録を法第二十条の十四の帳簿に記載すること。

二 (略)

三 (略)

四 次の表に定めるところにより、標準作業書を作成すること。

作成すべき標準作業書の種類	記載すべき事項
---------------	---------

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	試料取扱標準作業書 一 試料の採取の方法 二 試料の運搬の方法 三 試料の受領の方法 四～六 (略)

七| (略)

(変更の届出)

第十五条の五 (略)

2| 水質検査を行う区域又は水質検査を行う事業所の所在地の変更を行う場合に提出する前項の届出書には、第十五条の二第八号に掲げる書類を添えなければならない。

(水質検査業務規程)

第十五条の六 (略)

2| 登録水質検査機関は、法第二十条の八第一項前段の規定により水質検査業務規程の届出をしようとするときは、様式第十六による届出書に次に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。  
一 前項第三号の規定により定める水質検査の委託を受けることができる件数の上限の設定根拠を明らかにする書類

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	試料取扱標準作業書 一 試料の採取、運搬及び受領に当たつての注意事項 二～四 (略)

五| (略)

(変更の届出)

第十五条の五 (略)

(新設)

(水質検査業務規程)

第十五条の六 (略)

(新設)

二 前項第五号の規定により定める水質検査に関する料金の算出根拠を明らかにする書類

3 登録水質検査機関は、法第二十条の八第一項後段の規定により水質検査業務規程の変更の届出をしようとするときは、様式第十六の二による届出書に前項各号に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、第一項第三号及び第五号に定める事項（水質検査に関する料金の収納の方法に関する事項を除く。）の変更を行わない場合には、前項各号に掲げる書類を添えることを要しない。

（帳簿の備付け）

第十五条の十（略）

2 法第二十条の十四の厚生労働省令で定める事項は次のとおりとする。

一 三（略）

四 試料の運搬の方法

五 水質検査の開始及び終了の年月日時

六・七（略）

八 水質検査の結果及びその根拠となる書類

九 第十五条の四第四号ハにより帳簿に記載すべきこととされている事項

十 第十五条の四第七号ハの文書において帳簿に記載すべきこととされている事項

十一 第十五条の四第七号ニの教育訓練に関する記録

（情報提供）

第十七条の二 法第二十四条の二の規定による情報の提供は、第一号から

2 登録水質検査機関は、法第二十条の八第一項後段の規定により水質検査業務規程の変更の届出をしようとするときは、様式第十六による届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（帳簿の備付け）

第十五条の十（略）

2 法第二十条の十四の厚生労働省令で定める事項は次のとおりとする。

一 三（略）

（新設）

四 水質検査を行った年月日

五・六（略）

七 水質検査の結果

八 第十五条の四第二号ハにより帳簿に記載すべきこととされている事項

九 第十五条の四第五号ハの文書において帳簿に記載すべきこととされている事項

十 第十五条の四第五号ニの教育訓練に関する記録

（情報提供）

第十七条の二 法第二十四条の二の規定による情報の提供は、第一号から

第六号までに掲げるものにあつては毎年一回以上定期に（第一号の水質検査計画にあつては、毎事業年度の開始前に）、第七号及び第八号に掲げるものにあつては必要が生じたときに速やかに、水道の需要者の閲覧に供する等水道の需要者が当該情報を容易に入手することができるような方法で行うものとする。

一〇五（略）

六 水道施設の耐震性能、耐震性の向上に関する取組等の状況に関する事項

七・八（略）

（業務の委託の届出）

第十七条の四 法第二十四条の三第二項の規定による業務の委託の届出に係る厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一（略）

二 水道管理業務受託者の住所及び氏名（法人又は組合（二以上の法人が、一の場合において行われる業務を共同連帯して請け負つた場合を含む。）にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

三〇五（略）

2（略）

（認可申請書の添付書類等）

第四十九条 法第二十七第一項に規定する厚生労働省令で定める書類及び図面は、次の各号に掲げるものとする。

一 地方公共団体以外の者である場合は、水道用水供給事業経営を必要

第五号までに掲げるものにあつては毎年一回以上定期に（第一号の水質検査計画にあつては、毎事業年度の開始前に）、第六号及び第七号に掲げるものにあつては必要が生じたときに速やかに、水道の需要者の閲覧に供する等水道の需要者が当該情報を容易に入手することができるような方法で行うものとする。

一〇五（略）

（新設）

六・七（略）

（業務の委託の届出）

第十七条の四 法第二十四条の三第二項の規定による業務の委託の届出に係る厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一（略）

二 水道管理業務受託者の住所及び氏名（法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

三〇五（略）

2（略）

（認可申請書の添付書類等）

第四十九条 法第二十七第一項に規定する厚生労働省令で定める書類及び図面は、次の各号に掲げるものとする。

一 水道用水供給事業経営を必要とする理由を記載した書類

とする理由を記載した書類

二 地方公共団体以外の法人又は組合である場合は、水道用水供給事業経営に関する意志決定を証する書類

三〇八 (略)

2 地方公共団体が申請者である場合であつて、当該申請が他の水道用水供給事業の全部を譲り受けることに伴うものであるときは、法第二十七条第一項に規定する厚生労働省令で定める書類及び図面は、前項の規定にかかわらず、同項第五号に掲げるものとする。

(事業の変更の認可を要しない軽微な変更)

第五十一条の四 法第三十条第一項第一号の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次のいずれかの変更とする。

- 一 水源の種類、取水地点又は浄水方法の変更を伴わない変更のうち、給水対象又は給水量の増加に係る変更であつて、変更後の給水量と認可給水量(法第二十七条第四項の規定により事業計画書に記載した給水量(法第三十条第一項又は第三項の規定により給水量の変更(同条第一項第一号に該当するものを除く。))を行つたときは、直近の変更後の給水量とする。)をいう。次号において同じ。)との差が認可給水量の十分の一を超えないもの。

二 法人又は組合である場合は、水道用水供給事業経営に関する意志決定を証する書類

三〇八 (略)

2 次の各号に掲げる者が申請者である場合であつて、当該申請が他の水道用水供給事業の全部を譲り受けることに伴うものであるときは、法第二十七条第一項に規定する厚生労働省令で定める書類及び図面は、前項の規定にかかわらず、同項第一号、第二号及び第五号に掲げるものとする。

一 市町村の合併の特例に関する法律第二条第二項に規定する合併市町村

二 地方自治法第二百八十四条第一項に規定する地方公共団体の組合

(事業の変更の認可を要しない軽微な変更)

第五十一条の四 法第三十条第一項第一号の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次のいずれかの変更とする。

- 一 給水対象又は給水量の増加に係る変更であつて、次のいずれにも該当しないもの。
- イ 変更後の給水量と認可給水量(法第二十七条第四項の規定により事業計画書に記載した給水量(法第三十条第一項又は第三項の規定により給水量の変更(同条第一項第一号に該当するものを除く。))を行つたときは、直近の変更後の給水量とする。)をいう。ロ及び次号において同じ。)との差が二千五百立方メートルを超えるものであること。
- ロ 変更後の給水量と認可給水量との差が認可給水量の百分の一を超

二 現在の給水量が認可給水量を超えない事業における、次に掲げるい  
ずれかの浄水施設を用いる浄水方法への変更のうち、給水対象若しく  
は給水量の増加又は水源の種別若しくは取水地点の変更を伴わないも  
の。ただし、又はルに掲げる浄水施設を用いる浄水方法への変更に  
ついては、変更前の浄水方法に当該浄水施設を用いるものを追加する  
場合に限る。

イ〜ル (略)

三 河川の流水を水源とする取水地点の変更のうち、給水区域の拡張、  
給水人口若しくは給水量の増加又は水源の種別若しくは浄水方法の変  
更を伴わないものであつて、次に掲げる事由その他の事由により、当  
該河川の現在の取水地点から変更後の取水地点までの区間（イ及びロ  
において「特定区間」という。）における原水の水質が大きく変わる  
おそれがないもの。  
イ 特定区間に流入する河川がないとき。  
ロ 特定区間に汚染物質を排出する施設がないとき。

(事業の変更の届出)

第五十一条の五 法第三十条第三項の届出をしようとする水道用水供給事  
業者は、次に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなけ  
ればならない。

一 届出者の住所及び氏名（法人又は組合にあつては、主たる事務所の  
所在地及び名称並びに代表者の氏名）  
二 水道事務所の所在地

2 前項の届出書には、次に掲げる書類（図面を含む。）を添えなければ

えるものであること。

二 現在の給水量が認可給水量を超えない事業における、次に掲げるい  
ずれかの浄水施設を用いる浄水方法への変更のうち、給水対象又は給  
水量の増加を伴わないもの。ただし、又はルに掲げる浄水施設を用  
いる浄水方法への変更については、変更前の浄水方法に当該浄水施設  
を用いるものを追加する場合に限る。

イ〜ル (略)

(新設)

(事業の変更の届出)

第五十一条の五 法第三十条第三項の届出は、次に掲げる事項を記載した  
届出書を厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

一 変更後の給水対象及び給水量  
二 変更後の事業の概要  
三 前条第二号に該当する場合にあつては、前二号に掲げるもののほか  
、変更後の浄水方法及び浄水施設の規模

四 法第三十条第一項第二号に該当する場合にあつては、第一号及び第

ならない。

- 一 次に掲げる事項を記載した事業計画書
  - イ 変更後の給水対象及び給水量
  - ロ 水道施設の概要
  - ハ 給水開始の予定年月日
- 二 法第三十条第一項第二号に該当する場合にあつては、当該譲受けの年月日及び変更後の経常収支の概算
- 二 次に掲げる事項を記載した工事設計書
  - イ 工事の着手及び完了の予定年月日
  - ロ 前条第二号に該当する場合にあつては、変更される浄水施設に係る水源の種類、取水地点、水源の水量の概算、水質試験の結果及び変更後の浄水方法
  - ハ 前条第三号に該当する場合にあつては、変更される取水施設に係る水源の種類、取水地点、水源の水量の概算、水質試験の結果及び変更後の取水地点
- 三 水道施設の位置を明らかにする地図
- 四 前条第一号（水道用水供給事業者が給水対象を増加しようとする場合に限る。次号において同じ。）又は法第三十条第一項第二号に該当し、かつ、水道用水供給事業者が地方公共団体以外の者である場合にあつては、水道用水供給事業経営を必要とする理由を記載した書類
- 五 前条第一号又は法第三十条第一項第二号に該当し、かつ、水道用水供給事業者が地方公共団体以外の法人又は組合である場合にあつては、水道用水供給事業経営に関する意思決定を証する書類
- 六 前条第二号に該当する場合にあつては、主要な水道施設であつて、新設、増設又は改造されるものの構造を明らかにする平面図、立面図

- 2| 二号に掲げるもののほか、当該譲受けの年月日並びに相手方の住所及び氏名（法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
- 前条第二号に係る事業の変更を行う場合に提出する前項の届出書には、水源の種類、取水地点、水量の概算及び水質試験の結果並びに浄水施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図を添えなければならぬ。



断面図及び構造図

七 前条第三号に該当する場合にあつては、主要な水道施設であつて、新設、増設又は改造されるものの構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図並びに変更される水源からの取水が確実かどうかの事情を明らかにする書類

(準用)

第五十二条 第三条、第四条、第九条から第十一条まで及び第十五条から第十七条の四までの規定は、水道用水供給事業について準用する。この場合において、第三条第一項中「法第七条第五項第三号」とあるのは「法第二十七条第五項第三号」と、「法第十条第二項」とあるのは「法第三十条第二項」と、第四条中「法第七条第五項第八号」とあるのは「法第二十七条第五項第七号」と、第十一条中「水道施設（給水装置を含む。）」とあるのは「水道施設」と、第十五条第一項第二号中「給水栓」とあるのは「当該水道用水供給事業者が水を水道事業者に供給する場所」と、第十五条の二中「法第二十条の二」とあるのは「法第三十一条において準用する法第二十条の二」と、同条第三号中「法第二十条の三各号」とあるのは「法第三十一条において準用する法第二十条の三各号」と、同条第四号中「法第二十条の四第一項第一号」とあるのは「法第三十一条において準用する法第二十条の四第一項第一号」と、同号ロ(1)中「前条第一項第一号」とあるのは「第五十二条において準用する前条第一項第一号」と、同条第五号中「法第二十条の四第一項第二号」とあるのは「法第三十一条において準用する法第二十条の四第一項第二号」と、同条第六号中「法第二十条の四第一項第三号イ」とあるのは「法第三十一条において準用する法第二十条の四第一項第三号イ」と、同条第七

(準用)

第五十二条 第三条、第四条、第九条から第十一条まで及び第十五条から第十七条の四までの規定は、水道用水供給事業について準用する。この場合において、第三条中「法第七条第五項第三号」とあるのは「法第二十七条第五項第三号」と、「法第十条第二項」とあるのは「法第三十条第二項」と、第四条中「法第七条第五項第八号」とあるのは「法第二十七条第五項第七号」と、第十一条中「水道施設（給水装置を含む。）」とあるのは「水道施設」と、第十五条中「給水栓」とあるのは「当該水道用水供給事業者が水を水道事業者に供給する場所」と、第十五条の二中「法第二十条の二」とあるのは「法第三十一条において準用する法第二十条の二」と、同条第三号中「法第二十条の三各号」とあるのは「法第三十一条において準用する法第二十条の三各号」と、同条第四号中「法第二十条の四第一項第一号」とあるのは「法第三十一条において準用する法第二十条の四第一項第一号」と、同号ロ(1)中「第十五条第一項第一号」とあるのは「第五十二条において準用する第十五条第一項第一号」と、同条第五号中「法第二十条の四第一項第二号」とあるのは「法第三十一条において準用する法第二十条の四第一項第二号」と、同条第六号中「法第二十条の四第一項第三号イ」とあるのは「法第三十一条において準用する法第二十条の四第一項第三号イ」と、同条第七号中「法

号中「法第二十条の四第一項第三号ロ」とあるのは「法第三十一条において準用する法第二十条の四第一項第三号ロ」と、「第十五条の四第六号」とあるのは「第五十二条において準用する第十五条の四第六号」と、「同条第七号イからルまで」とあるのは「第五十二条において準用する第十五条の四第七号イからルまで」と、同条第九号ロ中「法第二十条の四第一項第三号イ」とあるのは「法第三十一条において準用する法第二十条の四第一項第三号イ」と、「第十五条の四第三号」とあるのは「第五十二条において準用する第十五条の四第三号」と、同号ハ中「第十五条の四第四号」とあるのは「第五十二条において準用する第十五条の四第四号」と、第十五条の三中「法第二十条の五第一項」とあるのは「法第三十一条において準用する法第二十条の五第一項」と、同条第一号中「前条各号」とあるのは「第五十二条において準用する前条各号」と、「同条第七号」とあるのは「第五十二条において準用する前条第七号」と、「第十五条の四中「法第二十条の六第二項」とあるのは「法第三十一条において準用する法第二十条の六第二項」と、同条第四号ハ中「法第二十条の十四」とあるのは「法第三十一条において準用する法第二十条の十四」と、第十五条の五第一項中「法第二十条の七」とあるのは「法第三十一条において準用する法第二十条の七」と、同条第二項中「第十五条の二第八号」とあるのは「第五十二条において準用する第十五条の二第八号」と、第十五条の六第一項中「法第二十条の八第二項」とあるのは「法第三十一条において準用する法第二十条の八第二項」と、同項第八号中「法第二十条の十第二項第二号及び第四号」とあるのは「法第三十一条において読み替えて準用する法第二十条の十第二項第二号及び第四号」と、同条第二項中「法第二十条の八第一項前段」とあるのは「法第三十一条において準用する法第二十条の八第一項前段」と、同条

第二十条の四第一項第三号ロ」とあるのは「法第三十一条において準用する法第二十条の四第一項第三号ロ」と、「第十五条の四第四号」とあるのは「第五十二条において準用する第十五条の四第四号」と、「同条第五号イからル」とあるのは「第五十二条において準用する同条第五号イからル」と、同条第八号ロ中「法第二十条の四第一項第三号イ」とあるのは「法第三十一条において準用する法第二十条の四第一項第三号イ」と、「第十五条の四第一号」とあるのは「第五十二条において準用する第十五条の四第一号」と、同号ハ中「第十五条の四第二号」とあるのは「第五十二条において準用する第十五条の四第二号」と、第十五条の三中「法第二十条の五第一項」とあるのは「法第三十一条において準用する法第二十条の五第一項」と、「前条各号」とあるのは「第五十二条において準用する前条各号」と、第十五条の四中「法第二十条の六第二項」とあるのは「法第三十一条において準用する法第二十条の六第二項」と、「同条第二号ハ中「法第二十条の十四」とあるのは「法第三十一条において準用する法第二十条の十四」と、第十五条の五中「法第二十条の七」とあるのは「法第三十一条において準用する法第二十条の七」と、第十五条の六第一項中「法第二十条の八第二項」とあるのは「法第三十一条において準用する法第二十条の八第二項」と、同項第八号中「法第二十条の十第二項第二号及び第四号」とあるのは「法第三十一条において読み替えて準用する法第二十条の十第二項第二号及び第四号」と、同条第二項中「法第二十条の八第一項後段」とあるのは「法第三十一条において準用する法第二十条の八第一項後段」と、第十五条の七中「法第二十条の九」とあるのは「法第三十一条において準用する法第二十条の九」と、第十五条の八中「法第二十条の十第二項第三号」とあるのは「法第三十一条において読み替えて準用する法第二十条の十第二項第三

第三項中「法第二十条の八第一項後段」とあるのは「法第三十一条において準用する法第二十条の八第一項後段」と、第十五条の七中「法第二十条の九」とあるのは「法第三十一条において準用する法第二十条の九」と、第十五条の八中「法第二十条の十第二項第三号」とあるのは「法第三十一条において読み替えて準用する法第二十条の十第二項第三号」と、第十五条の九中「法第二十条の十第二項第四号」とあるのは「法第三十一条において読み替えて準用する法第二十条の十第二項第四号」と、第十五条の十第二項中「法第二十条の十四」とあるのは「法第三十一条において準用する法第二十条の十四」と、同項第九号中「第十五条の四第四号ハ」とあるのは「第五十二条において準用する第十五条の四第四号ハ」と、同項第十号中「第十五条の四第七号ハ」とあるのは「第五十二条において準用する第十五条の四第七号ハ」と、同項第十一号中「第十五条の四第七号ニ」とあるのは「第五十二条において準用する第十五条の四第七号ニ」とそれぞれ読み替えるものとする。

(確認申請書の添付書類等)

第五十三条 (略)

(準用)

第五十四条 第三条、第十条、第十一条、第十五条から第十七条まで、第十七条の三及び第十七条の四の規定は、専用水道について準用する。この場合において、第十一条中「給水装置」とあるのは「給水の施設」と、第十五条の二中「法第二十条の二」とあるのは「法第三十四条において準用する法第二十条の二」と、同条第三号中「法第二十条の三各号」とあるのは「法第三十四条において準用する法第二十条の三各号」と、

号」と、第十五条の九中「法第二十条の十第二項第四号」とあるのは「法第三十一条において読み替えて準用する法第二十条の十第二項第四号」と、第十五条の十第二項中「法第二十条の十四」とあるのは「法第三十一条において準用する法第二十条の十四」と、同項第八号中「第十五条の四第二号ハ」とあるのは「第五十二条において準用する第十五条の四第二号ハ」と、同項第九号中「第十五条の四第五号ハ」とあるのは「第五十二条において準用する第十五条の四第五号ハ」と、同項第十号中「第十五条の四第五号ニ」とあるのは「第五十二条において準用する第十五条の四第五号ニ」とそれぞれ読み替えるものとする。

(確認申請書の添付書類等)

第五十三条 (略)

(準用)

第五十四条 第三条、第十条、第十一条、第十五条から第十七条まで、第十七条の三及び第十七条の四の規定は、専用水道について準用する。この場合において、第十一条中「給水装置」とあるのは、「給水の施設」と、第十五条の二中「法第二十条の二」とあるのは「法第三十四条において準用する法第二十条の二」と、同条第三号中「法第二十条の三各号」とあるのは「法第三十四条において準用する法第二十条の三各号」と



条の二第八号」とあるのは「第五十四条において準用する第十五条の二第八号」と、第十五条の六第一項中「法第二十条の八第二項」とあるのは「法第三十四条において準用する法第二十条の八第二項」と、同項第八号中「法第二十条の十第二項第二号及び第四号」とあるのは「法第三十四条において読み替えて準用する法第二十条の十第二項第二号及び第四号」と、同条第二項中「法第二十条の八第一項前段」とあるのは「法第三十四条において準用する法第二十条の八第一項前段」と、同条第三項中「法第二十条の八第一項後段」とあるのは「法第三十四条において準用する法第二十条の八第一項後段」と、第十五条の七中「法第二十条の九」とあるのは「法第三十四条において準用する法第二十条の九」と、第十五条の八中「法第二十条の十第二項第三号」とあるのは「法第三十四条において読み替えて準用する法第二十条の十第二項第三号」と、第十五条の九中「法第二十条の十第二項第四号」とあるのは「法第三十四条において読み替えて準用する法第二十条の十第二項第四号」と、第十五条の十第二項中「法第二十条の十四」とあるのは「法第三十四条において準用する法第二十条の十四」と、同項第九号中「第十五条の四第四号ハ」とあるのは「第五十四条において準用する第十五条の四第四号ハ」と、同項第十号中「第十五条の四第七号ハ」とあるのは「第五十四条において準用する第十五条の四第七号ハ」と、同項第十一号中「第十五条の四第七号ニ」とあるのは「第五十四条において準用する第十五条の四第七号ニ」と読み替えるものとする。

項第八号中「法第二十条の十第二項第二号及び第四号」とあるのは「法第三十四条において読み替えて準用する法第二十条の十第二項第二号及び第四号」と、同条第二項中「法第二十条の八第一項後段」とあるのは「法第三十四条において準用する法第二十条の八第一項後段」と、第十五条の七中「法第二十条の九」とあるのは「法第三十四条において準用する法第二十条の九」と、第十五条の八中「法第二十条の十第二項第三号」とあるのは「法第三十四条において読み替えて準用する法第二十条の十第二項第三号」と、第十五条の九中「法第二十条の十第二項第四号」とあるのは「法第三十四条において読み替えて準用する法第二十条の十第二項第四号」と、第十五条の十第二項中「法第二十条の十四」とあるのは「法第三十四条において準用する法第二十条の十四」と、同項第八号中「第十五条の四第二号ハ」とあるのは「第五十四条において準用する第十五条の四第二号ハ」と、同項第九号中「第十五条の四第五号ハ」とあるのは「第五十四条において準用する第十五条の四第五号ハ」と、同項第十号中「第十五条の四第五号ニ」とあるのは「第五十四条において準用する第十五条の四第五号ニ」と読み替えるものとする。

改 正 案	現 行																						
<p>様式第十六の二（第十五条の六第二項及び第三項、 第五十二条並びに第五十四条関係）</p> <p style="text-align: center;">業務規程変更届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: center;">登録番号 住所 氏名（法人にあつては名称及び代表者の 氏名） 印</p> <p>水質検査業務規程を変更したいので、水道法第20条の8第1項後段（第31条及び第34条において準用する場合を含む。）の規定により、<u>関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 5%; text-align: center;">変更事項</td> <td style="width: 20%;">変更前</td> <td style="width: 75%;"></td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">変更しようとする年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">変更の理由</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。</p>	変更事項	変更前		変更後		変更しようとする年月日			変更の理由			<p>様式第十六（第十五条の六第二項、第五十二条及び第五十四条関係）</p> <p style="text-align: center;">業務規程変更届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: center;">登録番号 住所 氏名（法人にあつては名称及び代表者の 氏名） 印</p> <p>水質検査業務規程を変更したいので、水道法第20条の8第1項後段（第31条及び第34条において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり届け出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 5%; text-align: center;">変更事項</td> <td style="width: 20%;">変更前</td> <td style="width: 75%;"></td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">変更しようとする年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">変更の理由</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。</p>	変更事項	変更前		変更後		変更しようとする年月日			変更の理由		
変更事項		変更前																					
	変更後																						
変更しようとする年月日																							
変更の理由																							
変更事項	変更前																						
	変更後																						
変更しようとする年月日																							
変更の理由																							



